

周南地区福祉施設組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年8月1日から、周南地区福祉施設組合同規約（平成15年山口県指令市町村第29号）第3条に規定する共同処理する事務を変更すること及び同規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南地区福祉施設組合同規約の一部を改正する規約

周南地区福祉施設組合同規約（平成15年4月7日山口県指令市町村第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「周南地区福祉施設」を「周南地区福祉施設及び介護保険事業所」に改める。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(参 考)

周南地区福祉施設組合同規約新旧対照表

現行	改正案
第3条 この組合は、 <u>周南地区福祉施設</u> の維持管理経営を共同処理するものとする。	第3条 この組合は、 <u>周南地区福祉施設及び介護保険事業所</u> の維持管理経営を共同処理するものとする